

医療法人社団創生会 介護職員初任者研修 学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

医療法人社団創生会

兵庫県神戸市東灘区深江本町3-8-22

(実施目的)

第2条 経営理念である「安心できる介護を通して、地域の皆様と共に未来を創ります」

の実現のために、必要な知識と技能を有する介護職員の養成を図ることを目的とする。

(実施形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という）を実施する。

介護職員初任者研修課程

(研修事業の名称)

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

医療法人社団創生会 介護職員初任者研修

(研修課程及び講義形式)

第5条 令和7年度の研修事業は、

別紙の「介護職員養成研修課程カリキュラム表（介護職員初任者研修課程）」のとおり実施する。

(受講資格者)

第6条 受講資格者は次の者とする。

(1) 神戸市近郊在住の方

介護職員として介護サービスに従事しようとする方、または従事している方
ご家族等のために、研修を必要とされる方

(2) 医療法人社団創生会に就業予定で、研修を必要とされる方

(3) 医療法人社団創生会に就業中で、研修を必要とされる方

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。(税別)

受講料	テキスト代	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
30,000円	6,000円	36,000円	一括納入	受講料のお支払い書類 受取後10日以内

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

テキスト名	出版社名
介護職員初任者研修テキスト 第1巻 介護のしごとの基礎 第4版	中央法規出版株式会社
介護職員初任者研修テキスト 第2巻 自立に向けた介護の実際 第3版	中央法規出版株式会社
訪問介護の手引き	兵庫県

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、

別紙「介護職員養成研修課程カリキュラム表(介護職員初任者研修課程)」
の通りとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、以下の通りとする。

- ・医療法人社団創生会 研修センター
神戸市東灘区深江本町3-8-22-3F
- ・カネディアンヒル介護老人保健施設
神戸市灘区长峰台2-3-1
- ・介護老人保健施設ロココリハ
大阪府豊中市宝山町6-7
- ・介護老人保健施設アネシス兵庫
神戸市兵庫区吉田町1-8-21
- ・介護老人保健施設オラージュ須磨
神戸市須磨区若草町3-622-11

・小規模多機能型居宅介護アネシスもとやま
神戸市東灘区本山南町6-3-5

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(受講手続)

第12条 受講手続きは次のとおりとする。

- (1) 電話や事務担当者へ申込みの意思を伝え、申込みの為の必要書類を提出する。
ただし定員に達した時点で申込み受付は終了する。
- (2) 当法人が申込み受付を確認した後、受講料のお支払い書類を郵送する。
- (3) 受講料のお支払い書類受け取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- (4) 当法人の資格取得奨励制度を活用する場合は、その制度の規程に準じる。

(解約の条件及び返金の有無)

第13条 受講者からの解約は次のとおりとする。

- (1) 受講料のお支払い書類を受領した日から起算して8日間を経過する日までは、キャンセルをする旨を書面にて当法人に連絡することにより、無条件で契約を解約することができる。
- (2) 前項の期間後、解約の希望がある場合は、受講者本人より開講日の3日前までに当法人にその旨を電話にて連絡する。当法人は連絡確認後、納入された受講料より事務手数料4000円(税抜)を除いた金額を返金、もしくは事務手数料4000円(税抜)の請求をする。尚、この場合の返金振込手数料は受講生(申込者)負担とする。
- (3) 8日を経過後開講日の3日前以降の解約は、原則として研修参加費用全額を納入とする。
また、応募者が定員に対し少ない場合は、開講を中止する場合がある。振込手数料を当法人負担とし、納入された受講料全額を返金する。ただし、当法人開催の別講座を受講する場合は、その受講料へ充当することも認める。
- (4) 前項(1)及び(2)及び(3)につき、当法人の資格取得奨励制度を利用している者はこの限りではない。

(科目の免除)

第14条 科目の免除についてはこれを認めない。

(修了の認定)

第16条 修了の認定は次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- (1) 成績評価は、兵庫県介護員養成研修事業実施要綱に規定する「目標、評価の指針」の「修了時の評価ポイント」に沿って、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。また、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。実技試験は、「9 ころとからだのしくみと生活支援技術」の面接授業内で行う。成績評価で知識・技術等の習得が十分でないと評価された者は必要に応じて補講等を行い、筆記試験より前に到達目標に達するよう支援する。
- (2) 筆記試験は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修した者に対して行う。
- (3) 修了評価基準は、次のとおり、理解度及び実技習得度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、筆記試験及び実技試験の修了評価がC以上の受講者を、評価基準を満たしたものと認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

評価基準(100点を満点とする)

A=90点以上、B=80~89点、C=70~79点、D=70点未満

(研修欠席者の扱い)

第17条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合には欠席とする。やむを得ず欠席をする場合には、必ず電話等により届け出ることとする。

(補講の取扱い)

第18条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を履修したものとみなす。補講にかかる受講料については講義、演習ともに無料とする。

また、補講の実施は原則として当法人において個別でサポートする。

(受講の取消し及び除籍)

第19条 次に該当する者は、受講の取消し若しくは除籍とすることができる。

受講料の返金は原則行わない。また、当法人の資格取得奨励制度を利用している者の受講料の取り扱いは、その制度の規程に準じる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- (3) 受講者自ら受講継続の意思の無いことを申し出た者
- (4) 兵庫県介護員養成研修事業実施要綱に規定する履修期間(8ヶ月以内)を過ぎた者
- (5) 受講料のお支払い書類受け取り後10日以内に受講料の支払いがなく、今後も支払い意思また

は支払い能力がないと判断される者

ただし、(1)と(2)に関しては、双方(受講者と当法人)の意思を確認の上決定する。

(修了証明書の交付)

第20条 第16条により修了を認定され、研修受講料を全額納入した者には、当法人において兵庫県介護員養成研修事業実施要綱に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理の方法)

第21条 修了者管理については、次により行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し、保存をするとともに兵庫県が指定した様式に基づき県民局長等に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。再発行については、初回は無料、2回目以降は修了証明書及び修了証明書(携帯用)ごとに各1,000円(税別)を受講者の負担とする。

(公表する情報の項目)

第22条 兵庫県介護員養成研修事業実施要綱 に規定する情報の公表に基づき、ホームページ(<http://i-souseikai.jp/>)において開示する内容は、以下のとおりとする。

研修機関・事業情報

法人格・法人名称・住所、代表者名、事業所名称・住所、理念、学則、研修施設、設備、在籍講師数、対象、研修のスケジュール(期間、日程、時間数)、定員(研修回ごと)、実習の有無、研修受講までの流れ(募集方法、申込方法等)、費用(受講料、テキスト代)、留意事項、修了評価の方法、評価者、再履修等の基準、過去の研修実施回数(年度ごと)、研修修了者数(年度ごと)、申し込み・資料請求先、法人の苦情対応者名・役職・連絡先、事業所の苦情対応者名・役職・連絡先

(研修事業執行担当部署)

第23条 本研修事業は、医療法人社団創生会本部 品質管理部にて執行する。

(その他留意事項)

第24条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情受付部署：医療法人社団創生会本部 電話 078-441-7033

- (2) 事業実施により知り得た受講者の個人情報を受講に係る一切の業務、および修了後の求

個人情報を含む医療法人社団創生会の資料の送付などのご案内、および統計調査のみに使用し、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

- (3) 受講者が講習等で知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。
- (4) 研修初日に受講者の本人確認を行うものとする。研修の受講申込を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書（健康保険証・運転免許証・パスポート等）により確認する趣旨であるため、現住所と同一であることまで求めない。

（施行細則）

第25条 この学則に必要な細則並びに学則に定めのない事項で必要があると認められる時は
当法人がこれを定める。

（附則）

この学則は令和6年12月1日から施行する。